

悪質商法から高齢者を守る！！

掲載の勧誘

短歌や俳句などの 新聞・雑誌への掲載勧誘に注意！



事例

俳句をたしなむ母のところへ「あなたの作品がすばらしいので新聞に載せないか」と電話があり、掲載料20万円で契約した。掲載されてしばらく経った頃、今度はインターネットに掲載したと10万円の請求書が送られてきた。

アドバイス

- ・電話をかけてくる業者は、強引だったり、作品をほめちぎったりして、高齢者を断りにくくさせ、高額な掲載を勧めます。
- ・最近では、事例のように「インターネットに掲載した」と言って、掲載料を請求されるケースも見受けられますが、勝手に掲載され承諾していない場合は、支払う必要はありません。
- ・この他にも、「断ったのに請求書が届いた」「本当に掲載されたのか分からない」など、さまざまなトラブルが起きています。
- ・一度契約すると、別の業者から次々と勧誘される事例もあるので契約は慎重にしましょう。
- ・同様の事例として、「母校の応援広告を掲載しないか」と電話で勧誘される手口もあります。

被害にあわないために！

- 安易に話に乗ってはいけません
- しつこい勧誘は、きっぱりと断りましょう
- 心配なときは、すぐに 消費生活センターへ相談しましょう！



わからぬことは、センターに聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437